

平成24年度 事業報告書

自；平成24年4月1日 至；平成25年3月31日

1. 意匠・裏印の保全事業

食器、ノベルティ、タイルの意匠と裏印の保全登録及び事前確認等を通じて、意匠保護に貢献し、或いは事前の権利調査によって紛議の未然の防止を図った。

(1) 保全登録事業

本年度は意匠審査人会を7回開催し、その結果、新規に意匠保全登録したものは55件、新規に裏印登録したものは3件だった。これらを「陶磁器意匠弘報」を発行し(各2,500部)、登録公示するとともに、当センターホームページにも掲載した。

表1. 意匠審査人会の開催と陶磁器意匠弘報の発行について

	開催日	審査件数	登録件数	陶磁器意匠弘報	発行日付
第1回	5月8日	9	9	第1285号	5月20日
第2回	7月10日	4	4	第1286号	7月20日
第3回	9月4日	9	9	第1287号	9月20日
第4回	10月9日	8	7	第1288号	10月20日
第5回	12月18日	10	10	第1289号	1月20日
第6回	2月4日	8	8	第1290号	2月20日
第7回	3月6日	8	8	第1291号	3月20日
合計		56	55		

表2 平成24年度の登録申請及び登録の状況 (単位=点)

(種別の*欄は、新規では申請点数、更新欄では期間満了点数を表示。)

種別		平成24年度			平成23年度			前年比 %
		新規	更新	合計	新規	更新	合計	
食器	*	66	817	883	54	840	894	99
	登録	55	614	669	72	690	762	88
ノベルティ	*	0	21	21	0	26	26	81
	登録	0	17	17	0	21	21	81
タイル	*	4	172	176	7	188	195	90
	登録	3	157	160	9	163	172	93
裏印/商標	*	70	1010	1080	61	1054	1115	97
	登録	58	788	846	81	874	955	89

平成24年度末有効登録点数 918点 (前年度末 同点数 1,056点)

注) 「食器・ノベルティ」平成24年度分には、産地登録済み製品を次のように含む。

「新規登録」 3件 / 「期間満了」 32件 / 「更新登録」 26件

(2) 事前確認に関する事業

「意匠」； 当センター登録、特許庁登録など先行意匠調査を行い、他人の権利への侵犯を未然に防ぎ、或いは不用意に紛議となることのないよう、諸資料を提供した。

・資料提供件数 15件

「特許」及び「実用新案」； 問合せの事例につき、特許電子図書館データベースを検索し、検討資料を提供した。

・資料提供件数 4件

「カタログ」； 当センターが受付日付を記し、公知資料として受け入れた。

(効果； 他人の意匠登録に対し日付が先行することを証明し、当該登録を無効に出来る。新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする意匠登録出願に利用できる。)

・カタログの確認件数 7件

(3) 意匠や裏印の諸問題への対応事例

(A) 意匠の模倣問題について

事例 ； 平成 24 年 12 月、A 社意匠保全登録のテラコッタ製動物型プランター（商品名；アニマルプランター）の模倣品が関東地区のホームセンターにて輸入販売されているとの申し立てを受け、模倣品と確認した上、当該 B ホームセンター宛てに販売中止の申し入れを行った。B 社は A 社製品の販売店でもあり、同製品の人気に目を付け、デッドコピーを中国で入手し、真正品に代えて販売するという悪質なものであった。B 社の対応は時間稼ぎ的であり、25 年 4 月に至って、顧問弁護士からの通告書、そして当センターから B 社の属する持株会社への文書を発した。市場からコピー品を撤収した模様である。

事例 ； 平成 25 年 1 月、C 社より“意匠保全登録品の模倣品が見つかり、その製造業者に直接抗議を行ったところ模倣を認めたため、謝罪文を求めることになった”との連絡があり、謝罪文案を提供した。



本財団保全登録品 B ホームセンター販売模倣品



本財団保全登録品 B ホームセンター販売模倣品

(B) 意匠に関する相談について

事例 ； 平成 25 年 3 月、産地窯元 D 社より、同社定番商品(当センター未登録)の模倣が出ており抗議を行ったが依然販売が継続している、2 回目の抗議を行いたいとの相談を受け、経過を聞いたところ、TV で当該製品の紹介が複数回あったことが分かり、不正

競争防止法の周知性に関連させるよう勧め、参考資料を提供した。

事例 ;平成 24 年 12 月、産地商 E 社より、その販売先から“他人の意匠権に触れる恐れがある”と新規取扱商品に関する指摘を受け、当センターに対処法について相談があった。特許庁意匠登録を調査した結果、それと思われる登録は見つかったが、E 社商品は当該意匠登録物件に非類似、且つ意匠の先使用权もあり、問題なく販売出来る商品であることを報告した。

(C) 裏印に関する相談について

事例 ;窯元 F 社は裏印として長年使用し、HP 上にその名称のギャラリーを設けて製品の紹介を行っていたところ、商標登録権者から代理人弁護士を通じて“商標権及び営業上の利益を侵害している”との通告書を平成 25 年 1 月受け取った。相手方商標権を調査したところ、当該商標権の指定役務には一切関与していなことは明白であり、相手方主張には応じられない旨返書した。

2 . 登録意匠のデジタル化・データベース化について

当センターには創設以来の登録事業により登録した意匠(食器・ノベルティ・タイル)約 18 万件的登録証が分類整理され、先行意匠調査において活用している。

このうち「食器」登録証約 10 万件的デジタル化・デザイン細分類によるデータベース化が、昨 24 年 8 月 28 日開催第 183 回理事会において承認され、953 万円を「登録意匠デジタル化積立資産」とした。

デジタル化及びデータベース化は、登録証原本消失のリスク回避、戦後陶磁器デザインの資料、今後の商品開発への活用などを目的とするものであり、賛助会員を始め、デザイナー・学生など一般の利用を計る。

3 . セミナー事業について

セミナー事業を検討し、25 年度から次の 2 系統のセミナーの実施を目指すこととした。

知的財産権を考え、活用を促すセミナー

他人の知的財産権の侵害を未然に防ぐため、事前調査の大切さを伝え、特許庁登録データベース「特許電子図書館」の利用法の研修などを行う。講師として、特許庁に専門家の派遣を依頼する。

陶磁器意匠と日本文化に関するセミナー

陶磁器意匠に関して多角的な考察を提示し、セミナー参加者が身の回りの文化を見直し、ものの見方考え方を再発見し、「伝統」の意味を考える契機となるとともに、製品開発者の見識を高め、人材育成にも寄与することを目指し実施する。芸術系・比較文化系の専門家に依頼する。

4 . 資料収集整備事業

(A) 海外の陶磁器デザインの情報資料として、本年度は下記のように収集・整備した。

新規購入雑誌 : stil & markt (独) 12 冊 / Table & cadeau (仏) 7 冊
所蔵図書の図書リストを作成し、図書検索や閲覧の便を改善した。

(B) 戦後陶磁器製品に関する調査等の対応状況

「OCCUPIED」と印された小鳥の置物について(平成24年12月問合せ); 刻印から京都の職人(故人)のものと特定。押された屋号(取扱商社)は特定できず。

戦後間もないと思われるS&P裏の刻印「PATENT」について(平成24年12月問合せ); 昭和29年の特許庁実用新案公報に当該製品類似のものがあり、資料を提供。

5. 協力及び協賛した事業

(1) 特許庁事業への協力

同行が進める「意匠公知資料の公開利用許諾」について、平成24年度は、平成23年中に当センターに登録された意匠に関して許諾問合せ(13社、43点)があり、各登録者の意向を確認した上、それに沿って回答を行った。

6. 賛助会員の異動について

	期首	増	減	期末
団体会員	9	4	2	11
協賛会員	15	0	0	15
一般会員	5	0	2	3
合計	29	4	4	29

7. 会議の開催

(1) 理事会

第182回理事会 平成24年6月27日

1. 平成23年度事業報告について
2. 平成23年度収支決算について
3. 平成24年度収支予算書修正について
4. 評議員の一部交替について
5. 企画委員、審査委員について
6. 移行後最初の評議員の推薦について

第183回理事会 平成24年8月28日

1. 公益認定の申請について
保存資料のデジタル化について
デジタル化のための資産積立について
移行認定申請書について
2. 役員及び評議員の報酬等に関する規程について

第184回理事会 平成25年3月14日

1. 平成25年度事業計画に関する件
2. 平成25年度収支予算に関する件

(2) 評議員会

第154回評議員会 平成24年6月27日

1. 平成23年度事業報告について

2. 平成23年度収支決算について
3. 平成24年度収支予算書修正について
4. 理事の辞任と交替について
5. 移行後の理事・監事の承認について

第155回評議員会 平成25年3月14日

1. 平成25年度事業計画に関する件
2. 平成25年度収支予算に関する件
3. 理事及び監事の辞任承認に関する件

(3) 監査会

平成23年度事業・決算監査会 平成24年6月12日

以上